

東久留米市
子ども・子育て会議
平成30年7月30日

特定教育・保育施設の利用定員等について

子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく平成30年10月開始予定の特定教育・保育施設の利用定員については、事業者からの申請により、下記のとおり設定します。

また、当該施設の認可基準にかかる項目については、下記のとおりです。

記

1. 対象施設（保育所）

名称	(仮称) トレジャーキッズひがしくるめ保育園	
所在地	新川町1丁目9番(住居表示未定)	
施設類型	保育所	
事業者名	株式会社セリオ	
① 利用定員の設定		
利用定員(2号)	39名	
利用定員(3号)	0歳	9名
	1～2歳	24名
合計	72名	
② 認可基準にかかる項目		
保育士(配置基準)	11名	
保育室	179.57㎡	
屋外遊戯場	代替地(東口中央公園) ※一部敷地内に屋外遊技場有	
給食	自園調理	